第６章　地域福祉

第１節　児童福祉

１　母子生活支援施設

配偶者のない女子又はこれに準じる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活支援を行う。平成２１年度　母子生活支援施設措置該当なし

２　児童虐待

児童虐待の早期発見、早期対応を図るため、保健師１名及び児童福祉司(兼務職員)３名、児童心理司(兼務職員)２名、児童福祉サポーター１名を配置し相談援助業務を行う。平成２１年度中に寄せられた児童虐待に関する新規相談受付件数は、77 件である。

（表１－１～表１－６）

虐待に関する相談状況

表１－１　児童の年齢　　平成２１年度(単位:件)

0 歳～3 歳未満	3 歳～学齢前	小学生	中学生	高校生	その他
12	21	27	13	4	77

表１－２　主な虐待内容　　平成２１年度（単位：件)

身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	計
39	19	18	1	77

表１－３　主な虐待者　　平成２１年度(単位:件)

実　父	実父以外の父親	実　母	実母以外の母親	その他	計
32	6	33	0	6	77

表１－４　相談経路　　平成２１年度(単位:件)

家族	親戚	近隣知人	保健所医療機関	児童本人	福祉事務所	児童委員	児童福祉施設	警察	学校	市町村	その他	計
3	3	0	1	0	22	0	1	17	8	11	11	77

表１－５　当所処理状況　　平成２１年度（単位：件)

直接介入	経過観察	助　言	計
50	25	2	77

直接介入：来所面接・家庭訪問等で家族への直接支援
経過観察：関係者への支援
助　　言：調査の結果、継続の必要なしと判断

表１－６　年度末状況　　平成２１年度（単位：件)

継　続	経過観察	終　結	計
39	20	18	77

継　　続：直接支援継続
経過観察：関係者への支援、必要時対応
終　　結：施設入所、親子関係安定など